

ガバナーノミニーの選出について

注：[14.010]のように[]は国際ロータリー(RI)細則の条文を表します。

ガバナーノミニーの選考方法に関しては国際ロータリー細則に①～③の3つの方法が記載されています。そのどれを選ぶかは地区大会で決定されます。[14.010] [14.020]

- ① 指名委員会による選出 [14.020.1] ～ [14.020.12]
- ② 郵便投票による選出 [14.030] [14.040]
- ③ 地区大会での投票による選出 [14.020.13]

[14.030]等から考えると①の指名委員会制が原則であると考えられます。ガバナーは地区内クラブ・会員の代表としてRIの役員となるのですから、それにふさわしい人物を選挙によって選出する方法(②,③)が望ましいと考えられるのに、①を優先している理由を考察することで、本地区に適した選考方法と、採用するに当たっての注意点をまとめました。

<②郵便投票,③地区大会での投票による選出>

これらは地区内クラブの投票で選ばれるので明快であり、地区内クラブ・会員の意思が反映されます。ただ下記のような問題点が考えられます。

- (1)投票によって選ぶということは複数の候補者がいることが前提であり、立候補者がいない場合この選出方法は機能しない。
- (2)立候補者が1名の場合、候補者がガバナーに適しているかどうかを考慮することなく無投票当選となる。特に2016年規定審議会において会員種類に関する柔軟性が認められている現状(ロータリークラブ定款第9条)で、今後どのような種別の会員も立候補できるのかなど混乱を招く可能性がある。

<①指名委員会制による選出>

指名委員会制度による選出は、指名委員が責任を持って候補者を指名することで責任の所在がはっきりします。これにより候補者がいない状態を回避できます。ただし次のような点に留意しなければ地区内クラブの意思が反映されないことが考えられます。

- (1)指名委員会が重要な役割を持つため、指名委員の人選は重要であり、(例えば各分区から1名ガバナー補佐経験者を選ぶなど)一部の地域やクラブに偏ることがないようにしなければいけない。
- (2)指名委員会は立候補者がいない場合候補者を指名するが、クラブの推薦に関してはRI細則には記載がない。ただ少なくともクラブの了解を得なければ、地区運営に支障が出ることが考えられる。
- (3)立候補者がガバナーにふさわしくないと考えられる場合、指名委員会は最もふさわしいと考えられる候補者を指名できるが([14.020.5])、立候補者が「対抗候補者」になる可能性があることを地区内クラブに周知させる必要がある。[14.020.8] [14.020.9] [14.020.11]
選出手続きに関しては透明性に留意しフェアに行う必要がある。

(以上)